

こども課からのお知らせ

幼児教育・保育の無償化がスタートします

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。



○無償化の内容

区分	施設・事業	無償化の内容			申請先
		3～5歳児	満3歳児 ※1	0～2歳児	
①	新制度幼稚園、認定こども園 (1号認定)	利用料無償	利用料無償	—	申請不要
②	保育所、認定こども園 (2号・3号認定)		住民税非課税世帯のみ 利用料無償		
③	地域型保育 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)				
④	就学前障害児の発達支援		—	—	
⑤	新制度に移行していない幼稚園	上限月額 25,700 円	—	—	幼稚園
⑥	保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育(幼稚園型) ※2	上限月額 11,300 円	住民税非課税世帯のみ 上限月額 16,300 円	—	幼稚園 認定こども園
⑦	認可外保育施設、一時預かり事業(一般型)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 ※2	上限月額 37,000 円	住民税非課税世帯のみ上限月額 42,000 円		こども課

※1 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもです。

○申請について

すでに1号・2号・3号認定を受けて、表の区分①～③の施設を利用している子どもは申請の必要はありません。

それ以外の子どもについては、表の区分ごとの申請先に、施設等利用給付認定の申請を行ってください。なお、すでに1号認定を受けている子どもで、保育の必要な世帯が表の区分⑥の預かり保育(幼稚園型)も無償化の対象とするためには、同様に施設等利用給付認定の申請を行ってください。

○保育の必要な子どもとは ※2

無償化の対象となるのは、子どもの保護者(両親、養親又は後見人など)のすべての人が、その児童を保育できないと認められる場合(保育の必要性が認定された場合)です。子どもが保育を必要とする理由を確認するための書類として、子どもの保護者のすべての人について、必要書類を提出してください。

○申請書類などの配布

申請に必要な書類は、以下のとおり配布します。

- ①市内の認定こども園、幼稚園
- ②市役所本庁1階こども課、各支所、川島出張所
- ③市ホームページ
(こども課のページ)に掲載



○食材料費(副食費)の取扱い

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。なお、10月からの保育料の無償化に伴い、今まで保育料に含まれていた2号認定の子どもの食材料費(副食費)については、1号認定と同様に、実費徴収となります。ただし、1号・2号認定のうち、以下の人は副食費(おかず・おやつなど)の費用が免除されます。
①年収360万円未満相当世帯の子ども ②全ての世帯の第3子以降の子ども